

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の三 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第八号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の表に掲げる明示すべき事項が記載された図書

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)又は(2)に掲げる建築設備に該当する場合にあつては、それぞれ当該(1)又は(2)に定める図書

(1) 第一条の三第四項の表一の(i)欄各項に掲げる規定が適用される建築設備 当該各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(2) 第一条の三第四項の表二の(ii)欄各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする建築設備 当該各項に掲げる図書

二 確認の申請を代理者に委任する場合にあつては、委任状

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

四 申請に係る建築設備について一級建築士、二級建築士及び木造建築士が構造計算によつて建築設備の安全性を確かめたものである場合にあつては、証明書の写し

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	イ 縮尺及び方位 ロ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築設備を含む建築物と他の建築物との別 ハ 擁壁の設置その他安全上適当な措置 ニ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部分の高さ ホ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ヘ 下水管、下水溝又はためますその他これに類する施設の位置及び排出又は処理経路
各階平面図	イ 縮尺、方位及び間取 ロ 各室の用途及び床面積 ハ 壁及び筋かいの位置及び種類 ニ 通し柱及び開口部の位置 ホ 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造

2 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、前項に規定する添付図書のうち、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、前項に規定する添付図書のうち、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(ニ)欄に掲げる図書については(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
換気設備		第一条の三第一項の表四の(ロ)項(ロ)欄及び	第一条の三第四項の表一の(一)項(ロ)欄に掲		

(五)	(四)	(三)	(二)	
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	冷却塔設備	給水タンク又は貯水タンク	非常用の照明装置	
第一条の三第一項の表四の(二)項(ろ)欄に掲げる図書、第四項の表一の(九)項に掲げるエレベーター強度検査証法により検証をした際の計算書並びに	第一条の三第一項の表四の(二)項(ろ)欄及び第四項の表二の(四)項(ろ)欄に掲げる図書	第一条の三第一項の表四の(二)項(ろ)欄及び前項の表二の(三)項(ろ)欄に掲げる図書	第一条の三第一項の表四の(二)項(ろ)欄及び前項の表二の(十)項(ろ)欄に掲げる図書	第四項の表二の(四)項(ろ)欄に掲げる図書
	第一条の三第四項の表一の(九)項(ろ)欄に掲げる図書のうち冷却塔設備の構造詳細図	第一条の三第四項の表一の(九)項(ろ)欄に掲げる図書のうち配管設備の構造詳細図	第一条の三第四項の表一の(八)項(ろ)欄に掲げる図書のうち非常用の照明装置の構造詳細図	掲げる図書のうち換気設備の構造詳細図
第一条の三第四項の表一の(九)項(ろ)欄に掲げるエレベーター構造詳細図				
レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造				

前二項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添

付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

	(六)	
	エスカレーター	
	第一条の三第一項の表四の(二)項(三)欄に掲げる図書、第四項の表一の(九)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(八)項及び(九)項(三)欄に掲げる図書	同項の表二の(五)項、(六)項及び(七)項(三)欄に掲げる図書
避雷設備	(七)	
	第一条の三第一項の表四の(二)項(三)欄及び第四項の表二の(十)項(三)欄に掲げる図書	第一条の三第四項の表一の(五)項(三)欄に掲げる図書のうち避雷設備の構造詳細図
		並びに安全装置の位置及び構造

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前二項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

4 第二条の規定は、建築設備に関する確認済証等の交付について準用する。